

令和5年6月21日

教職員各位

エネルギー管理統括者  
理事（総務・企画担当）  
浅井和行

## 夏季の節電・省エネルギーの取組について（依頼）

日頃から、節電・省エネルギー対策にご協力頂きありがとうございます。

政府により設置された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されたことを受け、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長より、「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえ、エアコン使用時においても換気をするなど、学校等の適切な学習環境や作業環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネルギーの取組を推進していただくよう協力依頼が各機関にありました。

本学においても、社会情勢、エネルギー情勢を鑑み、節電・省エネルギーの行動計画である「令和5年度 京都教育大学節電計画（夏季版）」を策定しましたので、実施に際しご理解・ご協力をお願いします。

なお本計画は無理な節電や省エネルギーを要請するものではなく教育研究上支障が生じる場合等、やむを得ない場合は可能な範囲でのご協力をお願いする次第です。

本取組について、ご意見ご提案があれば、施設課までご連絡をお願いします。

# 令和5年度 京都教育大学節電計画（夏季版）

令和5年6月21日

京都教育大学長

太田 耕人

## I. まえがき

政府により設置された 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました。また「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」において、エネルギーを使用して事業を行う者はエネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならないとされ、学校等においてもこのことが求められています。

このことを踏まえ本学においても京都教育大学エネルギー管理要項第13条に基づき、今年度の省エネルギーを踏まえた節電計画を以下のように策定しました。

## II. 本計画の対象地区

対象地区：京都教育大学全地区

## III. 本計画の目標、実施期間

### 目標：

藤森キャンパス：夏季（7月～9月）の最大使用電力値及び使用エネルギー量が前年度夏季の同数値を下回るよう努める。

附属学校園等：夏季（7月～9月）の使用エネルギー量が前年度夏季の同数値を下回るよう努める。

実施期間：令和5年7月1日(土)～9月30日(土)

## IV. 節電・省エネルギー行動について

以下の節電・省エネルギー行動により、最大使用電力、使用エネルギー量の抑制を図る。ただし、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」<sup>(※1)</sup>を踏まえ、エアコン使用時においても換気をするなど、学校等の適切な学習環境を確保した上で、教育研究活動や児童・生徒・学生・教職員の健康上の影響を回避した無理のない形での実施とする。

### ●全地区共通

日常的な節電・省エネルギー行動として、段階1の行動に取り組む。

### ●藤森キャンパスのみ

日常的な取り組みである段階1に加え、電力値計測装置（施設課設置）に示される予測電力使用値に応じ、段階2、段階3の行動に取り組む。

#### 段階1 【お願いしたいこと】

- エアコンによる研究室、事務室などの冷やしすぎに注意して、室内温度（設定温度28℃）を調整してください。
- 涼しい衣類を着用し、補助冷房器具（扇風機等）を併用してください。
- 部屋に人がいないときは、照明、エアコン、換気扇等、すべての機器の電源を必ずOFFにしてください。
- 可能な場合には、窓際など、十分に採光できる場所の照明は切ってください。
- パソコンは省エネルギー mode を活用してください。
- 待機電力を削減してください（パソコン、テレビなどを利用しない時はプラグをコンセントから抜いてください）。
- 冷蔵庫は扉を開ける時間を減らし、食品などを詰め込みすぎないようにしてください。
- 昼休みは支障のない範囲で消灯を行ってください。
- エレベーターは身体に障害のある人、荷物運搬等が必要な場合等を除き使用を控えてください。
- 大量にコピーをする場合は、やむを得ない場合を除き、電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避けてください。
- 大規模な電力を使用する実験・実習等は、授業で使用する等のやむを得ない場合を除き、電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避けてください。
- 利用頻度の少ない電気ポットの保温は控え、必要なときに必要なだけ湯を沸かしてください。
- 熱交換換気装置（ロスナイ）を利用できる部屋は、可能な範囲で熱交換換気装置を利用してください。
- 文部科学省作成の省エネ手引き「学校等における省エネルギー推進のための手引き～省エネのすすめ方・つづけ方～」<sup>(※2)</sup>を参考に、省エネ活動を行ってください。

## 段階2【電力使用値が650kWを超過した場合】

○給水ポンプ室の濾過器停止、大型空調機の停止を行います。

## 段階3【電力使用値が750kWを超過した場合】

○一括送信メールにより全学通知を行い以下の行動を促します。なお、メール発信後、この行動は2時間後に解除されるものとします。

- ・空調機の運転を停止してください。
- ・空気清浄機、加湿器、電子レンジ、電気ポット等の使用を控えるなどコンセント機器の運転を停止してください。またノートパソコンの電源をバッテリーに切り替えてください。

○エネルギー管理責任者へ電話連絡を行い緊急対応の周知徹底を図ります。

○エネルギー管理責任者もしくは補助者は、管轄する室を巡回し、照明・空調・パソコン等の可動状況の確認を行います。

### (※1) 衛生管理マニュアル

「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(令和5年5月8日)

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

〈抜粋〉

第2章 平時から求められる感染症対策について

3. 換気の確保 新型コロナウィルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策となります。このため、換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談してください。

### (※2) 省エネ手引き

「学校等における省エネルギー推進のための手引き

～省エネのすすめ方・つづけ方～」(平成31年3月)

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/green/1416430.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm)